

## 学習院建言制度の成立と「言路洞開」

吉田, 昌彦  
九州大学大学院比較社会文化学府日本社会構造講座

<https://doi.org/10.15017/19590>

---

出版情報 : 比較社会文化. 17, pp.36-50, 2011-03-20. Graduate School of Social and Cultural Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

## 論文

# 学習院建言制度の成立と「言路洞開」

the Examination concerning the permission of "Person of humbleness" telling the opinion in Gakushuin (学習院)

2010年11月15日受付, 2010年12月21日受理

吉田昌彦  
Masahiko YOSHIDA

### 論文要旨

小論は、1862年2月に、学習院において「卑賤之者」が朝廷に対し献言することを許可したことに関して検討したものである。

その結果、「卑賤之者」が朝廷に対し献言する場として学習院が選ばれた理由として同所が本来、身分制上の大きな寛容性を備えていたことを指摘した。

さらには、学習院における「卑賤之者」の献言許可をめぐって当時の政治諸勢力間において次のような思惑の差異が存在したことを明らかにした。

まず、尊攘派についてであるが、武市瑞山のような尊攘派幹部は、朝廷を自派の管制下に置き天皇に直接、自分たちの意見を具申することを目指していた。さらには学習院における献言を通じて朝政に志士に直接関与させることを通じて天皇に対して圧力を加えようとしていたのである。

次に公武合体派であるが、上述したような尊攘派の政策について好ましくないものと考えていたが、「卑賤之者」も「王民」とであるという建前から、それを否定できなかったのである。

さらに京都守護職の松平容保に関してであるが、尊攘派の不満を鎮めテロを防止するために献言許可を積極的に認めている。

キーワード: 学習院, 卑賤之者, 献言, 尊攘派, 公武合体派, 松平容保

## 一 はじめに

学習院は、弘化年間、朝廷の公家教育の場として設立され、文久二年から三年にかけて朝廷の政治的上昇にとともに、その政治的機能の一端を担ったことは周知のとおりである。

学習院が、公家の学問所として、どのように成立し運営されていたか、については本多辰次郎氏が明らかにしており<sup>①</sup>、同院における学習内容や学習サークルに関しては佐竹明子氏が実態を紹介している<sup>②</sup>。

戦前、マルクス史学とは異なる方向からの幕末維新史研究を総括したのもともいべき『維新史』や『徳川慶喜公伝』が存在する。

学習院の政治的機能については、戦前、『維新史』(昭和16年刊)や『徳川慶喜公伝』(大正4年刊)において、その基本的事実が明らかにされており学会において「常識」化したものも多いと思われるが、本稿が検討課題に

する文久三年二月二十日の令達(「草莽之士が学習院に国事意見を上ること」を許可したもの)も『徳川慶喜公伝』が初めて触れたものである<sup>③</sup>。

『維新史』や『徳川慶喜公伝』は、いわゆる王政復古史観や佐幕史観にもとづいて叙述されており批判的に検証する必要があるが、反面、膨大な史料収拾、当事者の証言などにもとづいて「実証的に」「歴史事実」を明らかにしているのも事実であり、以後、学会において「常識」化したものも多いと思われる。

戦後、学習院に関してはあまり研究が行われなかったが、家近良樹氏は「幕末期の朝廷に新設された国事審議機関について」で国事御用掛と学習院との関連について検討している。<sup>④</sup>

また、筆者も、前稿において学習院の政治化の理由と過程を明らかにすべく若干の検討を行った。<sup>⑤</sup>

そのなかで、本来、教育施設であった学習院が政治施設として使用され始めた理由について、学習院が講義施

設であったため、大名と公卿との会談の場である「正間」(＝「講堂」、大名の「休息の間」(＝「聴衆の間」、大名家来が待機する「休息の次間」(＝「聴衆の次間」)を講義施設として備えていたこと、従来から学習院の長として管理する立場にあった議奏は、もともと、学習院内に「居室」を有していたため公卿側の待機室については何ら新しい対応をとる必要はなかったことなど、学習院が藩主クラスに対する礼遇と公卿と大名との政治的会談や伝奏・議奏などとの面談を行え得るスペースと構造とを一応備えていたことによることを明らかにした。

さらには、同院で行われる講会は一月当たり四回が定例であり同院が政治施設として活用され始めても文久二年十二月から翌三年二月十八日までの例外期間を除いて定例の講会は開催されていたのであるが、この少ない講会開催頻度が、学習院の政治施設としての使用を可能にしていたことを指摘した。

次に学習院が天皇の政治的上昇のなかで如何なる位置を占めていたか、という問題に関しては次のような結果を得た。

まず、学習院が政治的機能を帯びる前提になった朝廷の政治的上昇について、次のような整理を行った。

① 文久二年末、朝廷の「最高政策決定・指揮命令機関」化に当たって、朝廷は、「勅問之人々」を拡大するかたちで国事審議・立案を任とする国事御用掛という役職を新たに設け、皇族の代表者、及び摂家、さらには清華・大臣家・羽林家・名家・新家といった様々な家格を持つ公卿を任命し、「三職」(「内覧」「武家伝奏」「議奏」と「勅問之人々」)に限定されていた幕藩制下の朝廷の意思決定機構を拡大し、広汎な公家集団を官僚制原理にもとづいて編成、それによって朝廷の国事審議・立案過程を担わせている。

② 「三職」や国事御用掛以外の公家も、彼らの私的政治活動を抑止するとともに国事御用掛への意見伝達というかたちで朝政に関与することを許容し朝政の円滑な運営と公家集団の統一を図っている。

③ 文久二年秋、諸藩の朝廷に対する政治的働きかけや諸大名の上洛・参内、さらには朝廷による上洛大名あるいは藩臣に対する指揮や諮問などが本格的に行われ始めている。

そして、このような政治的上昇にともなう朝廷の政治機関としての機能拡大や組織整備、さらに先に指摘した学習院の身分制的性格とを関連づけて、朝廷における学習院の役割に関して考察した。その結果は次のとおりである。

④ 国事御用掛の「会議場」は「小御所取合廊下」に設定されているが、同所は、天皇が「政務」を行う空間に包

括されており、天皇が、同掛の決定事項を決裁するとともに事が紛糾した場合には天皇が親裁することが予定されていたこと。

⑤ 朝廷が、「最高政策審議決定機関」「軍事統帥機関」として、新たに「支配の対象」としなればならなかった諸藩を政治的・軍事的に掌握し諸藩の政治的要求や意見を吸収して国事御用掛などの朝議に反映させるとともに朝廷の政策決定を伝え諸藩を指揮命令する為の伝達の間を新たに確保する必要がある、その場として、天皇が「政務」を行う空間とは距離を置いた学習院が定置されたこと。

⑥ 藩主との直接的儀礼(天杯拝受など)には宮中学問所・小御所という天皇固有の「空間」が設定されていたのに対し、朝廷役職者と藩主・世嗣が儀礼を行う「役向の儀礼」の場として学習院という「空間」が使用されていたこと。

以上の検討の結果を総合すると、天皇の「最高君主」、朝廷の「最高政策審議決定機関」「最高軍事統帥機関」として実体を備え出すに当たって、「天皇の空間」と「公卿から士庶人までを受容する空間」という身分制原理に即して朝廷の政治的・儀礼的空間の区分が行われていたことは明らかであろう。

学習院は、本来、上級公家の子弟から地下役人の子弟までを教育対象にしていた幅広い身分性を持っており、その建物としての構造と相俟って「公卿から士庶人までを受容する空間」として使用し得る素地を蔵していたのである。

文久期、尊攘派によって進められた天皇の上昇は、天皇による将軍への「大政委任」の再確認をはじめとする「王覇論」的秩序に即した天皇と将軍、大名との間の政治関係・君臣関係の実態化に止まらず、「一君万民論」に即した政治関係・君臣関係の実態化に拡大していった。学習院は、文久三年正月段階までには、朝廷側と大名・大名家臣との政治的接触や儀礼の場として使用されており、「王覇論」的秩序に即した天皇の上昇の場として機能していたことは前稿で指摘したが、文久三年二月以降、天皇の上昇において学習院は如何なる機能を発揮したかを検証していくことが課題として残されている。

小論においては、文久二年二月十八日の学習院への「草莽微賤」建白の許可について検討していくこととするが、『徳川慶喜公伝』や『維新史』などによれば、学習院への「草莽微賤」建白の許可に至る経緯は次のようなものである。

文久二年十二月十三日、幕府は、尊攘派が主導する三条実美・姉小路公知の江戸東下を承けて、攘夷を目指す旨の勅書を公布し、その真意が奈辺にあったかは別にし

て、攘夷が現実の政治・軍事的問題として上がってきている。

そのようななか、文久三年二月十三日、朝廷は国事審議機構を新設し、議奏加勢経験者などのなかから四名を国事参政に、国事御用書記のまま残されていた尊攘派公家を国事寄人に任命している。当初は参政・寄人も国事御用掛を兼ねていたのであるが、寄人達が国事御用掛の兼職を嫌ったために参政と寄人は国事御用掛と分離し別個の組織になり、彼らが天皇を壟断することにより尊攘派による朝権掌握が可能になっている。

また、この文久三年二月の国事審議機構新設に呼応するかのように同月二十日に「草莽微賤」の者達の学習院への建白が許可されている。

『徳川慶喜公伝』によれば、文久三年二月十一日朝より熊本藩尊攘派轟武兵衛、萩藩尊攘派久坂玄瑞、同寺島忠三郎が関白鷹司輔熙邸に詰めかけ建白書を提出、その要求事項のなかで「言路洞開」を要求し、国事参政・国事寄人設置直後の二月十四日、尊攘派主体の参政・寄人が連署して重ねて「言路洞開」について建言し、これが学習院への「草莽微賤」建白の許可につながったとしている。<sup>⑥</sup>

留意すべきは、『徳川慶喜公伝』が、この時期、「言路洞開」をめぐる、上述したもののほかに二つの動きが存在していたことに触れている点である。

それによれば、文久二年末から文久三年初めの尊攘派によるテロや恫喝に対し、公武合体派の鹿兒島藩の働きかけにより青蓮院宮が、関白鷹司輔熙・前関白近衛忠熙の了解を得て朝議化し、文久三年二月一日に鹿兒島・萩・高知・徳島・鳥取・福岡・津・岡山・宇和島・久留米・熊本・広島・津和野・岡・水口・岡山新田の十六藩の在京重臣を学習院に招集し、その実行者について探索を命じ、あわせて朝廷に対し申立を行いたいならば姓名を明らかにした上で行うべしとし、その採用については朝廷が判断する旨を令している。

また、京都守護職松平容保は、二月四日に徳川慶喜と近衛忠熙に対して士庶民有志の献言の許可を勧説しているが、徳川慶喜の賛同しなかったものの近衛忠熙の同意を得ている。<sup>⑦</sup>

このように『徳川慶喜公伝』は、文久三年二月段階における三つの「言路洞開」の動きについて述べている。『徳川慶喜公伝』は、これらの動きについて並列的に記しているが、これら公武合体派や松平容保の動きが学習院への「草莽微賤」建白の許可に繋がったか、あるいは無関係であったか等、これらの動きのそれぞれが持つ特質や相互関係に関しては直接的な説明はなされておらず、不分明なまま残されている観がある。小論においては、これら不分明な部分について検討するとともに「言路洞開」

が幕末の政治状況、国家システムの変更においていかなる意義を有していたか、といったかについて考えていきたいと思う。

## 二 尊攘派と「言路洞開」

本節では、この段階における尊攘派の「言路洞開」とはどのようなものであったかについて述べる。

この時期、尊攘派の「言路洞開」には二通りの内容がある。

一つは、朝廷内の政治機構において自勢力の政治的主張が封殺されない環境を作り出すことであり具体的には尊攘派公家が朝廷内の政策決定にかかわる役職を掌握することであったのであり、もう一つは、文字通りの「言路洞開」である。

まず、前者について述べる。

文久三年二月十一日朝より熊本藩尊攘派轟武兵衛、萩藩尊攘派久坂玄瑞、同寺島忠三郎が関白鷹司輔熙邸に詰めかけ次のような建白書を提出している（下線部は引用者、以下同）<sup>⑧</sup>。

卑賤ノ身ヲ以不容易事件言上仕候段誠以奉恐入候得共時勢切迫イカニモ黙座仕候ニ堪兼不顧万死申上候先般勅諭ヲ以攘夷之儀被仰出於関東御請申上候得共期限等奏聞無之ニ付天下人心騷擾罷在此往如何様ノ變動出来モ難計候間万一大樹公御上洛御延引ニ相成候得者後見総裁職ヲ以テ速ニ期限奏聞被仰付度候実以未曾有之大寇ヲ掃攘シ皇威ヲ海外ニ御輝被為遊候ニ付テハ既ニ非常之宸断ヲ以御親征ヲモ思召被為立候程之御事柄ニ候得共乍恐是迄之如ク深宮ニ被為在君臣之御隔絶仕候テハ不相叶第一言路御洞開壅蔽之患無之御近習衆ハ勿論堂上之御方々御前へ召出胸臆ヲ被為尽候様言路御洞開壅蔽之患無之有之度候且国事御用掛御多人数被仰付候処何卒御員数御減少ニテ御人材御精選日々々藩情実国家之大計等不聞召候テハ不相叶候近來諸大名追々参内仕天盃頂戴ヲモ被仰付候程之事ニ候へハ是非非常之御破格ヲ以御直ニ赤心御聞届被為遊度一日之安ハ千歳之禍ニ付片時モ早ク攘夷之御大業其御基本被為立度此儀御裁断被仰付候迄ハ差扣罷在候間何卒速ニ御評決乍恐奉希上候以上

細川越中守家来

轟 武兵衛

松平大膳大夫家来

久坂玄瑞

同

寺島忠三郎

この建白の要旨は次のとおりである。

- ① この前年の勅使三条実美の東下において幕府が攘夷を誓ったものの具体的なスケジュールを朝廷に具申することを避けていることを受けて「人心騒擾」状態になり「如何様ノ変動」が惹起するかもしれないという内乱生起の可能性（「時勢切迫」）が存在している（波線部）。
- ② ①の状態を解消するためには、将軍の上洛が延引した場合には幕府の将軍後見職徳川慶喜、政治総裁職松平慶永が攘夷期限を天皇に奏上させ、それを受けて攘夷戦争を天皇が直接指揮すること（「宸断」「親征」）が必要であるとしている（破線部）。
- ③ 「是迄之如ク深宮ニ被為在君臣之御隔絶仕候テハ不相叶第一言路御洞開壅蔽之患無之」とあるように、天皇の直接指揮を全うするためには、天皇が「深宮」にあって「君臣」が「御隔絶」している状態を解消し天皇と「堂上之方々」との意思疎通を密に行う必要性（「言路御洞開壅蔽之患無之」）があること。
- ④ 国事御用掛の人数の「精選」し減員するとともに「日々列藩情実国家之大計等」を天皇が掌握することが常態化することが不可欠である。
- ⑤ 上洛・参内・天盃拝受をする諸大名に対し直接、その赤心を天皇が聞くべきである（「非常之御破格ヲ以御直ニ赤心御聞届被為遊」）。
- ⑥ ①～⑥のにより「片時モ早く攘夷之御大業其御基本被為立」るようにしてもらいたい。
- ⑦ 以上のことを「裁断」されるまでは関白邸を退くつもりはない。

①～⑦をふまえると、この建白が、すでに「勅命」化していた攘夷を可能な限り速やかに実行する体制を構築することを目指したものであることは明らかであり、尊攘派が意図している「言路御洞開」も、天皇と堂上、天皇と大名との間の「言路洞開」であり、十六藩に対する朝達とは異なり洞開の対象範囲は士庶人に及んでいなかったのである。このことは、「第一言路御洞開壅蔽之患無之御近習衆ハ勿論堂上之御方々御前へ召出胸臆ヲ被為尽候様言路御洞開壅蔽之患無之有之度候」という建言の部分で確認することができる。

そして、④にあるように天皇の側近くにあつて天皇が「列藩情実国家之大計等」を「聞召候」ことの仲立ちをする国事掛の公家を「精選」し自派の公家の主導下に置くことを意図しており、この「精選」が「言路洞開」とセットとなって国家的な政治的意志としての「天皇」を尊攘派が自己の管制下に置こうとしていたものと判断される。そして、かかる尊攘派の主導権確立を通じて⑥の「片時モ早く攘夷之御大業其御基本被為立」ことを達成することを目指したものと見えよう。

では、このような尊攘派の言路洞開は、幕末の国家システムの変革のなかでどのような意義を持っていたのであろうか。

因みに前年秋の三条実美勅使の江戸東下以来、攘夷決行の「国是」化にともなう、その決行に向かって国家的決定手続きが進行しているが、①・②は、その具体的内容にめぐるものである。

すなわち、攘夷の実行を命じる天皇の勅諭に対し将軍が「請け」を提出し将軍上洛が予定されているが、それが遅延した場合、在京中の将軍後見職を通じて攘夷期限の「奏聞」を求めていることに示されるように、天皇（「王」）を「最高君主」とし、将軍（覇者）が天皇に対し「尊王」「攘夷」などの責務を負うという「王覇論」的統治システムが政治的に実態化している。そこでは、「非常之宸断ヲ以御親征ヲモ思召被為立候程之御事」とあるように天皇自らが対外戦争の先頭に立つことが予定されており、天皇が、国家の基本政策を決定し将軍にその政策の実施を命じるだけの国家機関（「最高政策決定機関」「最高指揮命令機関」）から、自らも政策を実施する執行機関（「最高政策遂行執行機関」）としての性格をも具備させようとの意図が看取される。

このため、尊攘派が主張する「言路洞開」において、堂上との意思疎通・国事掛の「精選」は、かかる天皇の「政治的上昇」を支える朝廷の政策審議機構の充実整備であったのといえよう。

また、幕藩制下、入京することすら規制されていた大名が、上洛し参内して天杯を拝受することは、大名を「諸侯」（「王臣」に含まれる）とする「王覇論」的秩序を君臣儀礼において実態化することを意味していたといえる。

かかる君臣儀礼の際に天皇が大名から「非常之御破格ヲ以御直ニ赤心御聞届被為遊」することは、天皇が基本政策を決定するに当たって直接、諸大名をも統括する「最高君主」として機能し始めていたことを表しており、ペリー来航以降、幕末政治過程で行われてきた将軍が諸大名の政治的意見を徴し、その結果を天皇に奏上するという在り方から、天皇と大名との間に将軍を介在させない直接的結合に移行させることを目指していたものと判断される。

このように君臣儀礼の分野においても政治的分野においても天皇と大名とが直接的に結合したものと見え、「王覇論」的秩序がこの分野でも実態化させることを目指していたものと考えられる。

そして、注意すべきは、かかる尊攘派の「言路洞開」が、朝政を尊攘派の主導下に置く手段としてテロに代わるものとして尊攘派によって選択されたものであった点である。

次のAとBの史料は、先に検討した文久三年二月十一日の轟武兵衛、久坂玄瑞、寺島忠三郎連名の関白鷹司輔熙宛建白にかかわる経緯を示す史料である。

A 品川子爵曰く当時文久三年春朝議因循姑息に流れ、是より先き関東に内通するとの嫌疑を以て蟄居中なりし岩倉友山(即ち贈太政大臣岩倉具視)再び起て公武の間に斡旋せんとする風聞さへありければ中山侍従を始めとして尊攘党の志士皆切齒扼腕して止まず久坂玄瑞、寺島忠三郎、轟武兵衛等を密に田中村なる中山侍従の別墅に会し之を暗殺せんとするに決し余品川子爵は実に岩倉村なる公の処に至り之を探索したることもありき、武市瑞山之を聞き宮部鼎蔵と共に来り其極めて不可なる所以を痛論し反復鄭寧至らざるなし、久坂は初め之を首肯せざりしかども終に其の言に従ひ死を以て三箇条を関白殿下に建言するに決したり、次日久坂、寺島、轟の三士早晨より関白殿下に拝謁して建言する所あり、曰、今や一橋慶喜公後見職と為り越前春獄公総裁職となり皆上洛せられたるに拘らず攘夷の期限未だ奏上せられず而して朝議模稜何等の御沙汰も在らせられず人心動揺変改測られず故に速に攘夷の期限を確定し第一に汎く言路を洞開し壅蔽の患なからしめ御近習は勿論堂上の御方をも時々御前に召出され胸臆を尽して言上せしめらるべき事、第二に近来諸大名も追々参内仕り天杯頂戴をも仰付らるゝ程なれば非常の御破格を以て直に赤心のある所をも叡聞遊さるべき事(以下欠)<sup>⑨</sup>

B (前略) 第一此間中山侍従様甚御迫りにて岩倉卿をさすと申にて無抛玄瑞、武兵衛、忠三郎三人うけ合翌日吹山へ相談に参り野生考候処只今岩倉卿を殺しては不宜に付とゞめ、夫より事を替へ朝廷の模様專一言路等事ひらき度論談いたし終に右三人書取持参にて関白様大に御同意にて直様参内被遊主上へ言上にて一時に言路をひらけ人物御用ひの事攘夷の期限等も速に相定まり已に今日は公卿不残主上へ御拜被為遊候明日は諸大名とも被召御直になにか御意被遊候筈に御座候実には朝廷の御模様はいかにもよろしく相成万人御同慶の事に候是迄の旧弊一時に御変革実には不思議なる事に候<sup>⑩</sup>

Aは、当時、久坂玄瑞と行動を共にしていた萩藩尊攘派品川弥次郎の回顧談であるが、武市瑞山が建白直後に書いた書翰Bの内容と比較するとき、Bが久坂玄瑞らの説得した人物として肥後勤王党の宮部鼎蔵を挙げている点、品川弥次郎などの事前偵察などの活動を挙げている点、岩倉具視暗殺の動機に触れていない点など内容に濃淡があるものの基本的事実関係についてはほぼ一致

しており史料として信頼できるものと判断される。

品川弥次郎の回顧談によれば、尊攘派少壮公家の中山忠光らに蟄居中の岩倉具視暗殺を断念させ、それに代わるものとして建白が企図されたことがわかる。

因みに、岩倉具視は、朝権の回復を目的として和宮降嫁をバスターとして幕府に将来、鎖国体制に復帰することを誓わせた朝廷側の中心人物で久世安藤政権の公武合体政策に協力的であったとして、尊攘派が勢力を伸ばした文久二年八月に辞官・蟄居・落飾を命じられ、翌九月には洛中居住を禁じられ領地岩倉村に蟄居していた人物である。当然、かかる人物が「再び起て公武の間に斡旋せんとする」ようなことがあった場合、朝政の壟断を図る尊攘派にとっては好ましいことではなく、その予防策として血気盛んな中山忠光はテロによって排除しようと考え轟・久坂・寺島の三名も積極的ではないにしても計画に着手したのである。が、「今岩倉卿を殺しては不宜に付とゞめ、夫より事を替へ朝廷の模様專一言路等事ひらき度」とあるように、より周到な土佐勤王党、肥後勤王党のリーダーである武市瑞山、宮部鼎蔵は、テロよりも「朝廷の模様專一言路等事ひら」くことを望んだのである。「朝廷の模様專一言路等事ひら」くことは、建白における天皇と公家・大名との間の「言路洞開」と国事掛の「精選」、それらを通じての「片時モ早く攘夷之御大業其御基本被為立」ることであることは論を俟たない。「片時モ早く攘夷之御大業其御基本被為立」ことは、尊攘派志士の威圧を背景とした尊攘派公家の活動によって幕府が攘夷決行日を奏上せざるを得なくなったことなどに象徴されているが、これらの詳細については紙数の関係で詳述できない。国事掛の「精選」としては文久三年二月十三日、朝廷は国事審議機構である国事参政や国事寄人を新設し、橋本実麗ら尊攘派の国事御用掛や議奏加勢が国事参政に、正親町実徳ら尊攘派公家が国事寄人に任命されていることが挙げられよう。<sup>⑪</sup>

次に後者の文字通りの「言路洞開」について述べよう。

二月十四日、国事参政・国事寄人十三名により提出された建議書には「草莽有志輩の議論は、自今学習院に建言せしめ、国事御用掛の人々聞届けて言上すること」という部分があり、学習院における「草莽微賤」の者の建言許可が提起されている。<sup>⑫</sup>

このほか、「草莽微賤之者」を対象としたより大幅な「言路洞開」案を次のような徳川慶喜の話に見いだすことができる。<sup>⑬</sup>

昨夜(二月十五日)鷹司関白殿不容易御時体二付貴賤を不論玉座近く被為召各所存杯被可聞召との御事故近日十七八日比と申事御達可相成尤も初日ハ言路御開き之御手数と申位の御事多人数故御前にて存意ハ不申も

し申上度と存候輩ハ両役へ申述候様此後緩々申上不苦  
よし橋公相応挨拶申上候由

此事ハ十二日轟久坂の鷹へ強訴之通り之口路御開ハ  
有難御事候得とも有名無実又ハ玄瑞杯之為に被為開候  
姿如何にも卑賤之者出候儀勿体なき事と奉痛嘆候

この徳川慶喜の談話は、二月十五日に関白鷹司輔熙との会談の様子を宇和島前藩主伊達宗城に対して説明したもので、輔熙が、身分を論ぜず天皇の側近くまで進み意見を述べることを許そうという趣旨で、初日は天皇に直接言上することのようなことはせず言上したい人物だけが武家伝奏・議奏の両役に述べるようにし、以後、段階的に直接天皇に言上できるようにしていくようとする目論見を話したことを伝えている。

波線部にあるように、宗城は、この「言路洞開」案を久坂玄瑞らの「強訴」に由来するものと見なしているが、玄瑞らの建白書にあったのは堂上以上と天皇との「言路洞開」であり身分を問わない「言路洞開」(「草莽微賤」でも天皇への建白・言上の可能にすること)でなかったことは先述したとおりであるが、このような身分を問わない「言路洞開」についても強訴の際に久坂らによって口頭で関白鷹司輔熙に対し要求された可能性は否定できない。いずれにしても、身分を問わない「言路洞開」は、二月十五日段階で現実の政策として尊攘派の代弁者に化している嫌いもある鷹司輔熙により公武合体派大名に提示されたのである。<sup>⑭</sup>

以上の検討から、この時期、尊攘派が二通り、細かく言えば三通りの「言路洞開」の実現を図っていたことは明らかであろう。そして、朝廷内の政治機構において自勢力の政治的主張が封殺されない環境を作り出すという「言路洞開」は、天皇と廷臣という既存の君臣関係に即していたものの内覧・武家伝奏・議奏という三職のみが天皇をいただきながら政務を処理するという幕藩制的政治秩序とは齟齬するものであったと判断される。さらには、「草莽微賤」の者が天皇に直接、上奏するという「言路洞開」は、幕藩制的秩序と異なる身分制原理である「一君万民論」に立脚していたものであったことは論を俟たないものと考えられる。

では尊攘派に敵対していた公武合体派は、「言路洞開」についてどのように考えていたのであろうか、次節で検討することとする。

### 三、公武合体派と「言路洞開」

本節では公武合体派の「言路洞開」について述べる。

先述したように、公武合体派の「言路洞開」は、鹿兒

島藩の働きかけを受けて青蓮院宮が、関白鷹司輔熙・前関白近衛忠熙の了解を得て朝議化し、文久三年二月一日に鹿兒島・萩・高知・徳島・鳥取・福岡・津・岡山・宇和島・久留米・熊本・広島・津和野・岡・水口・岡山新田の十六藩に対して発した朝達に含まれている。

この令達の具体的内容は次のとおりである。<sup>⑮</sup>

近頃無名之投書者元來従国忠正義心底相興候儀ニ候得共却而人心可到騒擾候殊去月廿四日夜関白殿青蓮院宮前関白殿其他両役家ニ投書有之候昨年十一月薩長土三藩申立之儀も有之候次第付諸藩士ニ者右様之儀者尤有之間敷何人之所作ニ候哉取調有之度関白殿被命候事

但被塞言路候ニ者無之候以來致告訴度儀茂有之候ハ、書姓名其筋江可申出候其上御採用有無者朝廷之御処置ニ可有之候事

このなかで触れられている「去月廿四日夜関白殿青蓮院宮前関白殿其他両役家ニ投書有之候」とは、文久三年正月二十二日に尊攘派で折衷学者池内大学が変節したとして殺害され、同月二十四日に関白鷹司輔熙邸、前関白近衛忠熙邸、青蓮院宮邸、議奏中山忠能邸、議奏正親町三条実愛邸に威嚇の投書がなされ、特に中山・正親町三条両議奏への投書には池内大学の耳を添えており両人の議奏辞職を求めたものであった。

また、関白の指令のなかで「昨年十一月薩長土三藩申立之儀も有之候次第付諸藩士ニ者右様之儀者尤有之間敷何人之所作ニ候哉取調有之度」とあり、「昨年十一月薩長土三藩申立之儀」を根拠としてテロ・恫喝の犯人が「諸藩士」ではないとしつつ犯人の追及を関白は命じている。

因みに「十一月薩長土三藩申立之儀」とは、文久二年十一月九日に鹿兒島・萩・高知三藩が朝廷に提出したもので、その趣旨は、「弊政一新之機会ニ乗し都下狡譎之徒堂上高貴之方々に「投書張り紙等致し失敬不遜之語を用 朝憲を軽蔑致し候訳ニ相当り候」という事態、「市中繁忙之地ニ於て無頼之少年共兒女を嚇し市人を悩し」ているという事態、「薩長土之名を偽設大ニ士風を損し候」という状態などを「不堪傍観」として、今後、これらの「乱妨」するものがあつた場合には「町奉行より遂穿鑿吃と取締正邪分明ニ賞罰之道相立候様武辺江仰出度奉存候事」と、それらに対する取り締まりを京都町奉行が行うように幕府に朝廷が指示するように要請したというものである。<sup>⑯</sup>

かかる内容を持つ「十一月薩長土三藩申立之儀」は、テロや恫喝を働く者達が諸藩士(特に薩長土三藩士)で

ないとする「根拠」になるものであったのであり、上述した尊攘派のテロに対する朝廷側の迫及が諸藩、特に薩長土三藩に敵対的なものではないとする体裁を整えさせるものであるばかりか、諸藩が、この朝命を拒む場合はテロを擁護しているとの非難を負わせることになり諸藩が、この朝命を拒否することをできないものにするものであった。

このような公武合体派雄藩や朝廷側の取り締まり姿勢は、公武合体派の尊攘派への敵対性やテロ恫喝に対する上級公家の恐怖心にもとづいているが、その反面、言路洞開への配慮も見せている。

すなわち、二月一日の令達の冒頭「近頃無名之投書者元來従国忠正義心底相興候儀二候」と述べ、「元來従国忠正義心底相興候儀」と「投書」自体は基本的に肯定しており、但し書きに「書姓名其筋江可申出候」とあるように「無名」ではなく記名し手続きを踏んだ「告訴」については拒まない姿勢を見せているのである。

かかる朝廷の姿勢は、深刻な内憂外患を眼前として人心統一を図るためのものであるという目的があったことはいうまでもないが、公家や大名以外の意見を直接、聴取しその採否を自ら決定するという「一君万民論」に立脚した「最高君主」として天皇の在り方を政治分野で実態化させるものであったものと考えられる。

ただし、注意しなければならないのは、この布達の内容が、学習院への「草莽微賤」の建言許可の前段階をなすものであったとしても、建言の許可を十六藩に対して伝宣しているのであって、士庶人一般に対しては布達していない点である。このことは、この許可による朝廷への建白が、十六藩のコントロールの下で行われることを意味しており「草莽微賤」一般に朝廷への自由な建白を許可する段階に至っていない点である。

つまり、この二月一日の朝達の性格は、本文にあるように尊攘派のテロ抑止を願う上級公家の要求に沿ったものであり、付の「言路洞開」も基本的には尊攘派の思惑と異なるものであったといえよう。

さらに注意しなければならない点を挙げると、公武合体派大名ですら、「草莽微賤」の者達が天皇への上奏自体を否定できなかったことが指摘できよう。

すなわち、前節で引用した身分を問わない「言路洞開」について、伊達宗城は次のとおりの所感を記している。

此事ハ十二日轟久坂ハ鷹ハ強訴之通り之口路御開ハ有難御事候得とも有名無実又ハ玄瑞杯之為に被為開候姿如何にも卑賤之者出候儀勿体なき事と奉痛嘆候

この所感において、宗城は、「口路御開ハ有難御事候得とも」と「言路洞開」自体は否定していないものの、「草莽微賤」に天皇への直奏を許すという尊攘派が目指す身

分を問わない「言路洞開」には「如何にも卑賤之者出候儀勿体なき事と奉痛嘆候」と嫌悪感を露わにしているのである。

そして、「言路洞開」自体は肯定せざるを得ず、かつ幕藩制的身分制原理を無視した天皇への言上を否定的であるという公武合体派のスタンスは、幕藩制的身分制原理に一定の配慮をした秩序ある「草莽微賤」の言上については許容せざるを得ないという必然性を内包していたと考えられるのである。

#### 四 松平容保の「言路洞開」、その一

松平容保は、尊攘派志士の鎮静のために言路洞開を主張しているが、この主張の根拠となった認識は、会津藩重役菅野権兵衛・西郷頼母・神保内藏助・小崎小助・一瀬監物に宛て在京中の田中土佐・横山主税が発した文久三年二月二十九日付書翰に見いだすことができる。<sup>⑦</sup>

將軍後見職徳川慶喜、政治総裁職松平春嶽は松平容保に対し、「一橋様始土州家堂上方へ奇怪之所行」(＝テロ)に関し「不容易事跡柄」とし「輦轂下をも不憚」「所行」を放置しては「御威光」にもかかわるとしてこれらの所行を取り締まるように求めている。この求めを受けて容保と会津藩在京重役は、これらのテロが、その対象を「奸悪之者」に限定しており「無謂乱暴之所行」ではないとし、その「道義性」を一応、認める立場に立っているものの、諸大名家の政治的思惑により引き起こされたもの(「諸家入込候上より之仕義」と「相聞へ候」)もあり「昼夜となく奸淫等二及候」という「取沙汰」されている以上は職掌上(「御立場柄」)、上述したテロ行為(「不法之義」)を放置していたのならば「御尊奉筋」に「相響」くことになるので、その「取締筋」について藩内の「公用方」に諮問している。

公用方は、この諮問に対し「有志浪士と唱候者共ハ元來外夷狙獵相募皇国之恥辱ニ相成候義を深く慷慨いたし父母を離妻子捨亡命し徒」であるため「徒ニ猥ニ取締候而ハ激怒暴発致間敷義も難計知形勢」であるとし、「有志浪士」に対し「寛之御所置」をなすべきであるとして「言路壅蔽を開情実貫通致候様御所置」をとるべきであると主張している。容保や会津藩在京重役は、テロについて一応はその道義性を評価していることに示されるように同情的な側面を有しており、容保は公用方の意見を受容し將軍後見職の徳川慶喜と関白鷹司輔熙という幕府の在京最高幹部と朝政中枢に働きかけている。

まず、徳川慶喜への入説活動とその結果について述べよう。

文久三年二月四日に松平容保は將軍後見職徳川慶喜に



宛てて次のように書き送っている。<sup>18)</sup>

近來何となく世上騒々敷既ニ先夜ハ両議奏一昨夜ハ千種岩倉へ奇怪之所業致哉之由風聞有之其上貴所様御旅館にも如何之所為ニ及候事之由高貴之御方を輕蔑之言語道断之至輦轂之下急度取締不申候而ハ私職掌難相立場合ニ相至候処畢竟言路壅蔽下情貫通不致処より起候事と奉存候間別紙之通建白仕候積ニ御座候間右ニ付先日伺置候触出之義御案事も被為在候処今と相成候而ハ右之義触出候外無御座候義奉存候 此段御断申上候且又本文建白書趣意書奉入御覽候以上

二月四日

松平肥後守

一橋中納言様

この書翰において、京都守護職松平容保は、議奏中山忠能らや尊攘派の指弾を受けて蟄居処分をうけた千種有文や岩倉具視、さらには徳川慶喜に対する尊攘派のテロの原因を「畢竟言路壅蔽下情貫通不致処より起候事」に求め、その対処策としての「言路洞開」策として触案及び朝廷への建白書を示している。

この提案に対し、慶喜は「貴意甚だ善し」としながらも「浮浪の徒これに乘り群り来りて囂々私見を主張するに至らば、其繁雜堪ふべからず」として、容保が主張する「言路洞開」策を許可しなかったが、容保の再三の説得を受けて「此多忙の際、更に群萬の繁雜を添ふる能はず」としながら「貴方一己にして他に累を及ぼさず、れは可なり」として容保のみの責任で処理することを条件として、その主張を認めている。

この慶喜の了承に加え、後述するように朝廷側よりの異論が出なかったため 容保は、上述の令達を京都市中に触れ出すための手続きに着手するように会津藩公用方間方を通じて京都町奉行に指示している。因みに京都所司代の牧野忠恭は、このような「斯の如き未曾有の事は、老中の命あるにあらざれば行ひ難し」として、この触れ出しに対し消極的であったため、容保は、直接、京都町奉行に命じて二月十日に次の通り触れ出させているとされている。<sup>19)</sup>

攘夷一決此節御改革被仰出候ニ付テハ旧弊一新人心協和候様無之テハ不相成儀ニ候処近來輦轂之下私ニ殺害等之儀有之畢竟言路壅蔽諸有司不行届之所致ト深恐入候次第ニ付上下之情意貫通致シ皇国之御為御不為ニ係候儀ハ勿論内外大小事ト無ク善悪共隠匿致居候事共聊無憚筋々へ早々可申出候

但 憚忌諱候儀モ有之候ハ、封書ニテ直様差

出可申又自身聞届候儀モ可有之候

右之趣武家并町在等不洩可被相触候也

二月

右之通松平肥後守殿御沙汰ニ付洛中洛外江不洩様可相触もの也

亥二月

20)

この令達において、容保をはじめとして会津藩在京指導部は、「攘夷」決行を前にして「言路壅蔽諸有司不行届」を是正しテロ勃発の必然性を無くすとともに「上下之情意貫通」し挙国体制を構築することを目指しているものといえよう。

これまでの有司の在り方、尊攘派のテロを批判・否定していることから、この令達が幕府や尊攘派に対し、一定の批判性・敵対性を有していることは明らかであるが、京都守護職としてその職務を全うするために出された達しである以上、幕府サイドの人心安定策として位置づけられるものであることは間違いないものと考えられる。

ただし、在江戸幕閣の承認の必要性を主張した京都所司代を経ずに京都町奉行に直接命じて公布されたことを考えると、幕府内の正規な手続きをふんだものとはいえないものといえよう。因みに容保の意向を尊重して自己の反対意見を途中で放棄した徳川慶喜の動きや、直属の「上司」ともいべき京都所司代の意向を結果的に蔑ろにした京都町奉行の永井尚志の動き、さらには永井自身が旧一橋派幕府官僚であり慶喜に近い存在であったことを考慮するとき、この達しは一会桑政権の前段をなす在り方の一つかもしれないと判断されるのである。

## 五 松平容保の「言路洞開」、その二

前節で述べたように松平容保は、京都守護職として「人心洞開」に関する布達を公布することができたのであるが、他方で朝廷に対しても同様の布達を行うように働きかけている。

二月四日、松平容保は、慶喜への意見書でも触れているように、慶喜に意見を呈した二月四日に関白・内覧鷹司輔熙に対しても朝廷への建白書を提出している。<sup>21)</sup>

此度何者か議奏両卿等高貴之方々江奇怪之所行ニ及候段絶言語候次第ニ御座候元來皇国之御為筋を存込時勢憤悶ニ不堪所より致所行ニハ候へとも 輦轂之下をも不憚猥ニ殺害等之義を始奇怪之所行ニ及候而ハ勿体なくも 天威ニも相響人心鎮静之期無覚東乍恐天下之御為ニ不相成義奉存候畢竟上下之情実通不仕故と甚以奉恐入候間別紙之通一統へ相触言路を開下情ニ通し疑

惑不生様精々尽力可仕と存候乍恐被為於 朝廷候而も  
名分御正し此節匿名之義等御取上不被為遊正大高明之  
処江御立居綱紀御張被遊候様仕度義存奉存候誠惶頓首

この建白書は、先に挙げた慶喜宛の書状とほぼ同趣旨で、テロを予防し「天威」を維持し「人心鎮静」を確保するためには「言路洞開」が必要と主張し、直線部の別紙において布達案（二月十日に公布した触書）を示している。鷹司輔熙は「至極御尤と御吞込落手」し、この「人心洞開」に関する令達に同意している。<sup>22</sup>

ただ、慶喜に対する書翰と異なり、破線部にあるように朝政において「名分御正し」「匿名之義」などを取り上げることをやめ「正大高明」に立脚した「綱紀」を確立することを求めており尊攘派に壟断されて一種のアンキー状態になっている朝廷の現状を批判し、その是正を求めている点は注意すべきであろう。

この容保の建白や令達が、尊攘派に壟断されている朝廷の現状やテロを行う尊攘派を批判してものでもあるために直ちに、この容保の建白を、尊攘派が主導する朝廷が歓迎するところにならなかったことは容易に想像され、尊攘派浪士取り締まりとの関連のなかで松平容保の「人心洞開」のために令達も批判に晒されている。

因みに尊攘派浪士の取り扱いについては朝廷も審議しているが、文久三年二月十日の青蓮院宮宛の書翰で関白鷹司輔熙は「脱藩有志之御所置一橋江仰被付候儀必当なから左候て外藩有志之面々彼是可申出歟此義寄人江品々評議被掛候而者如何」と青蓮院宮の意見を問うている。<sup>23</sup>この問いは、関白鷹司輔熙でさえ萩藩、高知藩などの尊攘派志士の干渉を受け朝政を自由に導くことが困難であるため尊攘派が大多数を占める国事寄人に尊攘派浪士の取り扱いについて審議を委ねることに関して青蓮院宮の了解をとろうとしたものであるが、その国事寄人は国事参政とともに議奏に宛て、二月十四日に次のような言上書を提出している。<sup>24</sup>

松平肥後守京師守護職滞在ニ付而は当時於市中乱妨之者共可有制止勿論之職掌候間急は度被仰付都合之儀於有之は可為失職事

この言上の趣旨は、京都市中における「乱暴」を鎮静できない場合はその責任を問ひ松平容保の京都守護職の職を解くというものである。

また、同時に国事参政・国事寄人は、尊攘派浪士を「御賞之上各藩主人主人へ召返」すことを「尤之儀」としながらも「攘夷之儀ニ付テハ一身自在ニ可致周旋存込」んでいる尊攘派浪士の「気合」を拘わるとして「難被及沙汰」（何等の処置を講じず現状のまま放置する）とする旨をも上申している。

このように国事参政・国事寄人の職を占拠していた尊攘派公家は、「乱暴」の行為者である尊攘派浪士を野に放ったままにしておき、「乱暴」を抑止できなかったとして松平容保を罷免しようとする、「悪辣」な追い落とし策を提起したのである。

続いて、朝廷側は、松平容保に対し市中取り締まりの不徹底を問う姿勢を示している。

すなわち、二月十六日に武家伝奏の野宮定功と坊城俊克は松平容保に対し達書を送っている。<sup>25</sup>

その内容は次の通りである。

- ① 「近来鞏轂之下をも不憚猥ニ殺害等之義を始奇怪之所行ニ及候而ハ天威へも相響人心鎮静之期無覚東天下之御為不相成」という事態を避けるために言路洞開の触を「一同江被触置」いたのである。
- ② ①の措置にもかかわらず「今以乱妨之所行不中止風聞類ニ在之」という状態になっており、「早々」「吟味」を行い、このような状態を解消するように「屹度」「取計」うべきである。
- ③ もし、②の鎮静に当たって「其許（会津藩－引用者、以下同）一手ニ而行届」きかねない状態であるのならば、加勢として「何れ之藩へ仰付」けるかについて意見があれば上申するように。

この達書は、松平容保が、京都町奉行を通じて「言路洞開」の触れ（二月一日付の在京諸藩への達しの附達も含むかも知れないが）を発した後もテロ行為が無くならないとの「印象」を口実として発せられたものである。

このなかで朝廷側は「言路洞開」のテロ抑止効果について疑問を呈しつつテロのさらなる取り締まりを命じるとともに取り締まりのための要員の増強の可能性も触れている。これは、一見、尊攘派テロに対し強硬な姿勢を示したように見えるが、松平容保の浪士取り締まりが効果を挙げていないと指摘している点、③の他藩の加勢の可能性に言及している点、さらに上述したように尊攘派テロの取り締まり失敗により松平容保の失脚を尊攘派公家が狙っていたことを考え併せると、基本的にはこの達書は松平容保に対する問責状であったと考えられる。

特に③の指示は会津藩にとっては屈辱的な指示ともいえ「会津藩の面目」を俎上に乗せて取り締まりの強化に誘導する極めて挑発的なものであったと思われる。

ただし、この達書が尊攘派にとっては松平容保追い落とし策であったにしても、先述したように現に威嚇やテロの標的になり今後も標的にされかねない武家伝奏・議奏等の朝政実務ラインの上層が抱えている恐怖感と焦燥とを表白したものであり、京都守護職の松平容保に対し尊攘派のテロ・脅迫を防遏してもらいたいと期待して出されたものであった可能性が存するものと思われる。さ

らにいうならば、尊攘派に近い鷹司輔熙や尊攘派議奏の三条実美らも尊攘派の志士の圧力を受けており、且つ朝議として武家伝奏より達書が伝達されているため、彼らも、この取り締まり強化を推進しようとした可能性は決して低くないことを留意すべきであろう。

この達書について、会津藩は「書面の趣ニ而ハ嚴重之取締夫とも手ニ余り候ハ、他藩へも可被仰付旨之御沙汰振ニ相見候」とその趣旨を正確に把握しながらも、公用方を交えた御前会議において「此節厳之御所置被成候義不可然」と達書の嚴重取り締まり要求を否定し、「非常誠之ため洛内外夜中廻りも被仰付置此節ニ至候而ハ奇怪之所行も不相聞」と会津藩による昼夜の警備巡視により「奇怪之所行」も無くなったとし「今以乱妨之所行不相止」という達書の主張に反駁した上で「如何ニも寛大之御居御決心被遊候方可然旨」という尊攘派に対する融和的な藩の方針を維持することを確認している。<sup>26</sup>

このような方針の決定を受けて松平容保は、その夜、関白鷹司輔熙を訪ね説得に当たっている。<sup>27</sup>

この席で輔熙は、達書で取り締まり強化を要求したのは「近来洛中内外ニ於テ強奸輪淫等」についてであり「有志之浪士共吟味ニ及候御趣意ニハ毛頭無之」と言明し、達書は尊攘派の取り締まりを求めたものではないとしている。さらに、「浪士共荒立候義は」避け何らかの方法で「鎮静」状態になれば「宸襟」を安んずることになるので今後の方針として輔熙は容保に「寛大高明之御所置ニ而可然旨」を「被仰付」、会津藩の融和の方針に沿うかたちで「朝命」を変更している。かかる指令の変更を獲得した容保は、この変更に合わせてかたちに先の達書の文面の変更を要請、さらに達書の文面に他藩への応援要請といった会津藩の面目を損なう箇所があるため「山国育之家来共心外ニ相心得人氣之居合へも相響不安趣」を告げると、輔熙も、これを了承、「不都合之処ハ不廉立様為書替候様ニも可相成」と答えている。

しかし、その翌日の十七日に輔熙は、容保に書翰を送り、「(前略) 段々深勘考候得ハ一端被出候事取替ニ相成候而ハ却而彼是悪評も立候半と心配之儘別紙思召之所認出候」と述べ、布達を一旦行った後にその内容を変更しては「悪評」を招きかねないという懸念を伝え達書の文面の変更を拒否している。ただ、その際、前夜に輔熙が容保に説明した内容を記した次のような下線部の「別紙」を添えて、それを「一卿(徳川慶喜) 且家来(松平容保の家臣) 内々」で見せることで朝廷の「真意」を理解させることを勧めている。<sup>28</sup>

伝奏より被達候書取之内ニ早々吟味致候様との事此義彼是嚴重ニ相成候てハ如何と心付候儘内々申入候全

体 思召之所ハ風評奸淫などの儀実ニ不便ニ被 思召哀憐より被達候事其 御趣意若自然行違候而ハ如何故為念申入候一端表向被仰出候書取被替之儀も如何と存候且有志之輩憤悶を精々鎮静被致候様厚勘考候事頼入候事

二月十七日

輔熙

会津中将殿

まず、冒頭、「伝奏より被達候書取之内ニ早々吟味致候様との事」に関して「此義彼是嚴重ニ相成候てハ如何と心付候儘内々申入候」と述べ、達書にある浪士取り締まりに関する「吟味」が「嚴重」取り締まりを意味しないことを記し、その末尾には「有志之輩憤悶を精々鎮静被致候様厚勘考候事頼入候事」と記しており、鷹司輔熙と松平容保との話し合いの結果を覆したのが尊攘派であることを示唆しているのである。

以上、「言路洞開」に関する松平容保の朝廷側への働きかけは、布達後、尊攘派による追い落とし策、尊攘派のテロについて警戒感を抱く武家伝奏・議奏ら朝政実務ライン上層の危機感により尊攘派に対する嚴重な取り締まりを命じる朝達に結果していったのであるが、尊攘派取り締まりのための実力部隊を担う容保の反対により頓挫し容保が主張する融和的な方向に「朝意」を変更したのである。

容保は、この「朝意」変更を受けて徳川慶喜、松平慶永、山内容堂、伊達宗城ら在京幕府首脳・公武合体派大名の評議に臨み「浪士御所置方之義ハ先以御家御建白之所へ御任と申ニ相成候由被召出 御沙汰被成下候」と、浪士取り締まりについて建白のとおり取り計らうべき旨の幕命も受けるに至っている。<sup>29</sup>

ただし、徳川慶喜らは尊攘派浪士が尊王攘夷に名を藉りて「横行之振舞」をすることを大変心配しており、その取り締まりについて時々相談がある状態で在京幕府首脳・公武合体派大名の認識と会津藩の融和方針は齟齬を来しており容保の「御配慮御尽力」は「紙上ニ難尽」い状態であったとされているのである。

そして、このように松平容保の「人心融和」的取り締まり方針は突出したものであったが、ただ、慶喜に対する書翰と異なり、二月四日の建白書破線部にあるように朝政において「名分御正し」「匿名之義」などを取り上げることをやめ「正大高明」に立脚した「綱紀」を確立することを求めており尊攘派に壟断されて一種のアンサーキー状態になっている朝廷の現状を批判し、その是正を求めている点は注意すべきであろう。

## 六 学習院への「草莽微賤」の建言許可一結びに代えて一

以上、文久三年二月段階における尊攘派、公武合体派、松平容保の「言路洞開」についての考え方やスタンスについて分析したが、学習院への「草莽微賤」の建言許可につながる動きや、それを希求し、あるいは許容せざるを得ない必然性や論理をいずれも有していたことを指摘した。

すなわち、尊攘派は、学習院を舞台とした「言路洞開」や幕藩制的身分原理を無視し「一君万民論」に即した「草莽微賤」の者達の天皇への直奏を要求していたし、公武合体派は、身分制原理を無視した天皇への直奏には嫌悪感を表していたものの、尊攘派テロ防止のために一定の手続きを課した朝廷への建白許可を在京十六藩に令するなど「言路洞開」自体は肯定的に捉えざるを得ない立場を有していた。また、京都守護職にある松平容保は、「攘夷」決行を前にして「言路壅弊諸有司不行届」を是正しテロ勃発の必然性を無くすとともに「上下之情意貫通」し挙国体制を構築するという明確なビジョンをもって「草莽微賤」の者達を対象とした「言路洞開」を推進しようとしていたのである。

上記の動きは、将軍が上洛し、「大政委任」確認の勅諭を受け勅命を奉じて攘夷決行を誓わざるを得ない政治状況が現出し、「王覇論」的秩序の政治の実態化という国家システムの変動が起こっているなかの現象といえる。

幕藩制的身分秩序を無視した「言路洞開」の根拠となっている「一君万民論」は、「王覇論」的秩序観が持っていた全国の土地人民を「王土」「王民」とする「王土王民論」の一部であるが、天皇（「王」）将軍を「覇者」、大名を「諸侯」としてともに「王臣」（「朝臣」）として共に天皇（「王」）に臣事する存在とする「王覇論」的秩序観の「王覇」部分と比較するとき、「王覇」部分によって新たに天皇と直結するようになるのが大名のみに止まっていたのに対し、「一君万民」では一般庶民まで、その範囲を広げており、幕藩制的階層秩序との整合性において欠けるものであったのである。

学習院への「草莽微賤」の建言許可は、このような状況下において行われたわけであるが、尊攘派志士にとっては天皇への直奏が理想的であったことは間違いないところであったろうが、実現するに当たってより抵抗の少ない学習院における建言が選択されている。その際の令達は次のとおりである。<sup>①</sup>

- ① 攘夷拒絶之期限於一定者闔国之人民戮力可励忠誠者勿論之儀候先年来有志之輩以誠忠報国之純忠致周旋候儀

叡感不斜候依之猶又被洞開言路雖草莽微賤之言達  
叡聞忠告至当之論不淪没壅塞様与之深重之思召候間  
各不韜忠言学習院江參上御用掛之人々江可揚言被仰  
上（仰出の誤り）候間乱雜之儀無之様相心得可申出  
候事

連日從巳刻限申刻於九之日廿六日者自午剋限申刻

右之通被 仰出候間有志之輩者可申出之旨議奏廣幡  
大納言殿以書付被申渡令壁書了

- ② 攘夷拒絶之期限於一定者闔国之人民戮力可励忠誠者勿論之儀候先年来有志之輩以誠忠報国之純忠致周旋候儀

叡感不斜候依之猶又被洞開言路雖草莽微賤之言達  
叡聞忠告至当之論不淪没壅塞様与之深重之思召候間  
各不韜忠言学習院江參上御用掛之人々江可揚言被  
仰出候間乱雜之儀無之様相心得可申出候事

連日從巳刻限申刻於九之日廿六日者自午剋限申刻

右之通武辺江申渡置候事

- ①は公家を対象とした朝廷内「壁書」、②は、朝廷より武家伝奏を経て京都守護職に宛てたものであるが、この令達が最初に伝達されたのは、二月十八日の在京大名参内の際である。

また、学習院への建言許可の初日、国事参政一人、国事御用掛二人、国事寄人三人、書記役として非蔵人二人のほか、中詰、使番が学習院に詰めており朝廷は国事担当の公家に「草莽微賤」の意見を聞き処理することに当たらせた。<sup>③</sup>

さらには、学習院において「草莽微賤」の者が不慮の事件を起こすことに備えて松平容保に対し藩兵の派遣が朝廷は命じており容保も命に従って藩兵を送っている。<sup>④</sup>

まず、身分制原理に即して、学習院における「草莽微賤」の者達の建言許可について考えて見よう。

この規定は「草莽微賤」の者が直接、天皇に奏上せず、学習院という空間で「御用掛之人々」に天皇への建言を託すという内容である。

この天皇への建言を許可すること自体は「一君万民論」に沿ったものであるが、直奏を許さず学習院という空間で建言するという在り方は幕藩制的身分原理に即したものと判断される。後述するように天皇に直接会える資格を持つ公卿・堂上が任じられる「御用掛之人々」を介して天皇に建言することは幕藩制下の身分制原理に適合的であるし、建言の空間である学習院も、第一節で述べたように公卿から地下まで収容する教育施設であるとの身分

制的特色を本来的に有している「空間」であったのであり、「一君万民論」と幕藩制的身分原理を両立させることができる場として選択されたものと考えられる。

次に、この建言許可の政治的意味合いを考えていこう。

①・②の令達は、朝廷の中央統一権力としての政策決定が如何に伝達されていったかを示す一例でもあるが、これらは、この学習院への卑賤の者による建白を許可したことが単に朝権の伸張といったものではなく、「攘夷拒絶之期限於一定者闔國之人民戮力可勵忠誠者勿論之儀候」とあるように対外戦争を眼前として国内の総力結集が不可欠の時に「先年来有志之輩以誠忠報國之純忠致周旋候儀」を天皇が嘉して「言路洞開」を図り「草莽微賤之言達叡聞」することを許可しようというものである。

このように「有志之輩」(尊攘派志士)の功績を天皇が高く評価したために天皇に対する「草莽微賤」の者達の建言を制度的に認めるという内容であるため、この令達の基本的性格は、尊攘派、それも藩士・浪士といった「草莽微賤」の者たちが、自己のこれまでの政治的活動が天皇により正当化されていることを広く知らしめる宣言といったものであり朝廷における自己の政治的発言の場、それも「天聴」に達する政治的システムを確立することを目指したものと見えよう。

また、上述した学習院詰めの公家の陣容は、参政・寄人が多数を占めていることに示されるように尊攘派主体のものであり学習院における「草莽微賤」の建言聴取が尊攘派の主導下に置かれることは明白であり、尊攘派志士が自己の政治的発言の場、それも「天聴」に達する政治的システムを確立することを目指していたことの証左といえよう。

上述したように、松平容保の「言路洞開」は「近来輦轂之下私ニ殺害等之儀有之」と尊攘派のテロに言及し、それを抑止するために「言路洞開」を図り「旧弊一新人心協和」を実現し攘夷戦争に備えた「御改革」を成功させようと主張しており尊攘派に対する批判性、尊攘派取り締まりの一環としての性格を備えていたのであり、公武合体派が主導した二月一日の「言路洞開」の附達も尊攘派テロに対する治安回復策として位置づけられていたことは先述したとおりである。このため、同じ「言路洞開」といっても、学習院における「草莽微賤」の者達の建言許可と公武合体派や松平容保の「言路洞開」とでは内容において類似しているものの政治的基本性格は対照的なものであったといえよう。

事実、容保が学習院警備の朝命を受けて藩兵を送っているが、学習院における警備上の不始末を梃子に尊攘派が松平容保の失脚を狙っているとの前関白近衛忠熙の

警告を容保は受けており、このことは、学習院への建言許可の政治性的一端を物語っているのである。<sup>③</sup>

## 註

- ① 「学習院創建及其沿革」(『史学雑誌』二十六篇四号、1915年)。
- ② 「学習院学問所設立の歴史的意義」(京都女子大学大学院文学研究科『研究紀要』史学編 第2号 2002年)。
- ③ 『徳川慶喜公伝』第十章。
- ④ 『日本歴史』四四八 1985年。
- ⑤ 拙稿「政治施設としての学習院の成立」(『九州文化史研究所紀要』第52号、2009年3月)。
- ⑥ 『徳川慶喜公伝』2 150～1頁(東洋文庫版)。
- ⑦ 同前書 155～6頁。
- ⑧ 「轟武兵衛等建白書」(『大日本維新史料稿本』文久三年二月十一日条)。
- ⑨ 「旧萩藩藩士品川弥次郎回顧談」(『尊攘堂雑書』福本義亮編『久坂玄瑞全集』670頁、マツノ書店 昭和53年)。
- ⑩ 文久三年二月十七日「土佐藩郷士島村衛吉宛て土佐藩藩士武市瑞山書翰」(福本義亮編『久坂玄瑞全集』625頁)。
- ⑪ 『徳川慶喜公伝』2 149～50頁。
- ⑫ 同前書 150頁。
- ⑬ 『伊達宗城在京日記』(日本史籍協会叢書) 文久三年二月十五日条。
- ⑭ 二月八日に豊岡随資、橋本実麗、正親町実徳、三条西季知ら尊攘派公家は朝廷に建白書を提出し「於朝廷攘夷緩急之御基本ハ勿論、庶政確乎ト明瞭之御処置被相定、下情不擁塞達叡聞、万事隱微之儀無之、著実明白ニ有之候様仕度存候」と述べ「於朝廷攘夷緩急之御基本」はいうまでもなく政治全般についても然るべき措置を決定するほかに「下情不擁塞達叡聞、万事隱微之儀無之、著実明白ニ有之」ようにすることを要求しており、天皇が隠しだてされることなく「下情」を知ることが必要で主張している。この主張が「言路洞開」を意味しているとは直ちにいえなかもしれないが、同根のものであることは間違いないところである(文久三年二月八日「豊岡随資、橋本実麗、正親町実徳、三条西季知他八名上書」『孝明天皇紀』文久三年二月十四日条)。
- ⑮ 『大日本維新史料稿本』文久三年二月一日条。
- ⑯ 『野宮定功国事私記 文久二年 甲』文久二年十一月九日条 宮内庁書陵部所蔵。
- ⑰ 『大日本維新史料稿本』文久三年二月二十一日条。

- ⑱ 同前。
- ⑲ 『京都守護職始末』（『大日本維新史料』文久三年二月二十一日条）。
- ⑳ 『京都守護職達』文久二年二月（『大日本維新史料』文久三年二月二十一日条）。
- ㉑ 『大日本維新史料稿本』文久三年二月二十一日条。
- ㉒ 同前。
- ㉓ 『大日本維新史料稿本』文久三年二月十五日条。
- ㉔ 同前。
- ㉕ 『大日本維新史料稿本』文久三年二月二十一日条。
- ㉖ 同前。
- ㉗ 同前。
- ㉘ 同前。
- ㉙ 『大日本維新史料稿本』文久三年二月十五日条。なお、浪士取り締まりについては複雑な政治的経過を辿っているが、紙数の関係で詳述できない。後稿を期すこととしたい。
- ㉚ 『非蔵人日記』（『大日本維新史料稿本』文久三年二月二十一日条）
- ㉛ 『橋本実麗日記』（『大日本維新史料稿本』文久三年二月二十一日条）。なお、同条中の『尊攘并街談混雑録』によれば参政、「選人」、国事掛がそれぞれ二名ずつ、そのほか地下官人四、五人、順番で詰めることが朝廷により規定されていた旨の記載がある。
- ㉜ 『大日本維新史料稿本』文久三年二月二十一日条。
- ㉝ 『大日本維新史料稿本』文久三年二月二十一日条。

the Examination concerning the permission of “Person of humbleness” telling the opinion in Gakushuin (学習院)

Masahiko YOSHIDA

ABSTRACT

This thesis examines the permission of “Person of humbleness (Hisenn no mono 卑賤の者)” telling the opinion to the court in Gakushuin (学習院) in February, in 1862.

As a result, it was pointed out that Gakushuin had had a big allowance in the position system as a reason why Gakushuin is chosen as a place where “Person of humbleness” told the court the opinion.

Moreover, it was clarified that there was the following difference of the speculation between political powers over the permission of “Person of humbleness”telling the opinion in Gakushuin. the Sonnjouha (尊攘派) ; the executive of the Sonnjouha sect such as Taketi Zuizann (武市瑞山) was aiming to put the court under the control of the self and to be able to tell the emperor their own ideas. They wanted to give the chance to make the patriots take part directly in politics to put pressure on emperor .the Koubugattaiha (公武合体派) ; though the Koubugattaiha (公武合体派) sect had thought such the policy of the Sonnjouha sect to be unpleasantIt , they were not opposable from m the polite fiction that “Person of humbleness” was emperor’s subject .

Matudaira Katamori (松平容保) : Matudaira Katamori who was the Kyoto Shugoshoku (京都守護職) positively admitted this permission to cancel the dissatisfaction of the Sonnjouha sect and to prevent terrorism,

Keywords: Gakushuin (学習院), Person of humbleness (Hisenn no mono 卑賤之者) , telling the opinion to the court , the Sonnjouha sect , the Koubugattaiha sect , Matudaira Katamori